

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第2回 瑞穂市都市計画審議会議
開催日時	平成27年3月25日(水曜日) 午後1時30分から午後3時35分
開催場所	瑞穂市役所 巣南庁舎 2階 大会議室
議題	都市計画議案 岐阜都市計画下水道の変更(案)について
出席委員	出席委員 板谷雄二(会長)、迫田義一、藤橋礼治、 小川勝範、広瀬武雄、庄田昭人、佐伯裕作 竹林成熙、山本恵子、中村由紀子、 矢野哲弘、藤橋光男
欠席委員	欠席委員 無
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公開 · 非公開
傍聴人数	8人
審議の概要	(1)岐阜都市計画下水道の変更(案)について ◆内容 市街化区域について公共下水道事業を推進するため、公共下水道の排水区域、下水管渠や下水処理場などについて都市計画に位置付け、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の保全に資することを目指して、都市計画牛牧都市下水路、別府都市下水路、只越都市下水路、穂積都市下水路を廃止し、都市計画瑞穂市公共下水道の決定を行うもの。 ◆審議の結果 『案を適当であると認める』との答申がありました。
事務局 (担当課)	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 TEL 058-327-2101 FAX 058-327-2120 e-mail tosikai@city.mizuho.lg.jp

平成26年度 第2回瑞穂市都市計画審議会 会議録

日 時 平成27年3月25日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 瑞穂市役所巢南庁舎2階大会議室
出席者 板谷雄二（会長）、迫田義一（職務代理者）、藤橋礼治、小川勝範、広瀬武雄、庄田昭人
佐伯裕作、竹林成熙、山本恵子、中林由紀子、矢野哲弘、藤橋光男 以上12名
欠席者 なし
事務局 弘岡都市整備部長、渡辺都市整備部調整監、若園都市開発課長（司会）、矢野都市開発課
総括課長補佐、江崎都市開発課総括課長補佐、小倉都市開発課課長補佐
説明者 鹿野環境水道部長、相浦下水道課長、工藤下水道課総括課長補佐、溝口下水道課主任
傍聴者 8名

- 1 開会あいさつ
- 2 諒問
- 3 議題
岐阜都市計画下水道の変更（案）について

都市開発課長 皆様お揃いになられましたので、始めさせていただきます。本日は、大変お忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。まず、会議に先立ちまして、市長よりご挨拶申し上げます。

市 長 改めまして、皆さんこんにちは。よく三寒四温と言ったものでございます。本格的な春を迎えようとしています。今日は都市計画審議会のご案内をさせていただきました。委員の皆様方におかれましては、ご多用の中ご出席をいただきましたこと厚くお礼を申し上げたいと思います。瑞穂市の大きな課題、下水道事業でございます。県下42市町村のうち21市の中におきましては、特段に整備が遅れています。ご案内のように人口密度が岐阜市について2番目ですが、西は揖斐川、東は長良川の間に13本の一級河川が流れていますが、私が若いときには30年ほど前になりますが、魚を取ったりしていたわけですが、私どもが川を汚してしまいました。川をきれいにするのが私たちの使命であります。瑞穂市の水は犀川に集まり長良川に流れまして伊勢湾に流れていきます。岐阜県では清流の国ぎふを掲げ進められています。そんな中におきまして、やらなければいけない事業であります。そんな中でご審議をお願いします。皆さんのご理解によって、十分な審議をお願いしまして挨拶とします。

都市開発課長 それでは、始めに市長より諒問書の提出をお願いします。

市 長 瑞穂市都市計画審議会会长様、瑞穂市長堀孝正、岐阜都市計画下水道の変更案について諒問、
都市計画法第19条第1項の規定により諒問いたします。よろしくお願ひいたします。

都市開発課長 ありがとうございました。なお、ここで市長においては所用のため退席させていただきますので、よろしくお願ひします。それでは、ここからの進行につきましては板谷会長にお願いをします。

会 長 板谷でございます。よろしくお願ひします。それでは、只今より平成26年度第2回瑞穂市
都市計画審議会を開催いたします。始めに、本日の審議会の開催に関する報告事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

都市開発課長 最初に、本日の審議会は、委員12名全員の方のご出席をいただいておりますので、瑞穂市都市計画審議会条例第5条第2項に定めます2分の1の定足数に達していることをご報告いたします。次に、本会議は、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条に基づきまして、原則公開とさせていただきます。また、本審議会の会議録につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第15条に基づきまして作成するものとし、全文筆記とさせていただきます。この会議録につきましては、後日、市のホームページにより公開させていただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。報告事項は以上です。

会長 今、会議録についてご説明がありましたが、ホームページ等でご覧いただいていると思いますが、前回の会議録を見ますと、各委員の氏名が載っております。この審議会は一般の市民公募の方もいらっしゃいますし、他の審議会の会議録では委員1とかの表現が多いようですので、今回からそのようにしたと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 事務局に確認しますが、本日は傍聴希望者はありますか。

都市開発課長 はい、ございます。本日の審議会につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条に基づきまして傍聴者を10名まで認めるものとしてホームページ等で開催の案内をしましたところ、本日は8名の方の希望がありましたので報告させていただきます。

会長 それでは、傍聴希望者の入室につきまして確認をさせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、傍聴希望者の入室のご案内をお願いします。

(傍聴者入場)

会長 それでは、審議に入る前に資料の確認、傍聴に関する連絡事項について、事務局より説明をお願いいたします。

都市開発課長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。次第1枚、審議案件の資料1部、諮問書の写し1枚、瑞穂市北西部地域（西、中地区）の都市計画についてのパンフレット1部、資料は以上でございます。不足資料がございましたら、お申し出ください。続きまして、傍聴者の皆様へ、傍聴に関する連絡をいたします。傍聴者の皆様におかれましては、受付にて配付をいたしました資料にて今一度、注意事項のご確認をお願いいたします。資料に記載がありますとおり、会議中のご発言等は出来ませんのでよろしくお願ひいたします。また、公開という事で認められておりますが、録音や録画、写真撮影等は認められておりませんので、ご遠慮いただきますようにお願いいたします。なお、事務局につきましては、記録の作成と保存のため録音や写真の撮影等を行うことを申し添えます。資料の確認、連絡事項等につきましては以上です。

会長 ありがとうございました。前回の審議会は平成26年7月だったと思います。1年ぐらい前であったと思いますので、しばらく間が開きましたのでこの審議会の性質を確認したいと思います。都市計画法第77条の2の第2項を確認したいと思います。都市計画審議会では、市長からの諮問等に応じ都市計画案を審議し、都市計画決定・変更することが妥当であるかどうかを決定します。その後、その結果を市長宛に答申をしますが、その際に必要があれば関係行政機関に建議します。具体的に申し上げますと都市計画審議会では、その計画案を修正したり、その計画案に条件を付すといったことを行うのではなく、付議されました都市計画の案について、都市計画として決定や変更することが適當か否かの審議を進めることになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。本日、ご審議をお願いします案件は、議題1岐阜都市計画下水道の変更案の1件になります。どうということを決定するかですが、都市計画法の中に決定項目として定められております都市施設の種類、名称、位置、区域、下水道の排水区域について、都市計画決定をすることが適當であるか否かを審議することになります。

次に会議の進め方ですが、まずは審議案件について事務局より説明をいただき、その後に各委員からのご質問あるいはご意見等をいただきたいと思います。質疑等に関しましては、挙手の上、私の指名によって発言を願います。今回の会議は3時30分までの2時間を予定しております。ご審議の時間が十分ではないかもしれません、事前に資料を配付させていただいているので、内容についてはご存知だと思いますが、共通の認識を持つために事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

都市開発課長 本日の案件について、環境水道部より説明させていただきます。

下水道課総括補佐 私は、環境水道部下水道課の工藤浩昭と申します。それでは、今回都市計画に定める内容について資料とスクリーンを使ってご説明申し上げます。説明は30分程度を予定しています。よろしくお願ひいたします。失礼ではありますけれど、座らせていただきご説明いたします。

まず始めに資料1をご覧ください。資料1のタイトルは岐阜都市計画下水道の変更と称しています。瑞穂市の都市計画区域内には、現在公共下水道の計画は定められていないわけですが、元がないのに変更となっています。どうということかと申し上げますと、岐阜都市計画区域は、ご存知のとおり岐阜市、岐南町、笠松町、北方町そして瑞穂市で構成されています広域都市計画となっております。瑞穂市以外の1市3町には既に公共下水道が整備されております。岐阜都市計画区域に瑞穂市の公共下水道を新たに加えるという意味から、変更となっています。都市計画とは、瑞穂市単体で考えるのではなく岐阜都市計画区域全体で捉える必要があるということです。続きまして、今回都市計画に定める事項をご説明いたします。都市計画に定める事項は、都市計画法第11条第2項や都市計画法施行令第6条などに規定されております。具体的な内容については、1下水道の名称、2排水区域、3下水管渠、4その他施設となります。これらについて順次ご説明申し上げます。資料1と合わせて前のスライドもご覧いただければと思います。1下水道の名称として瑞穂市公共下水道としています。次に2排水区域は総括図表示のとおりとしています。総括図はお配りしています資料2になります。1枚目が汚水の図面、2枚目が雨水の図面になります。下水道と言いますと汚水処理のイメージが強いと思いますが、公共下水道は汚水処理、雨水排除の両方を合わせた事業のことになります。汚水雨水とも赤線で囲ってある区域が排水区域になります、スライドでは見づらいですが市街化区域と同じ範囲の1, 151haになります。いろいろな色が付いていますのは用途区域の色分けになります、今回の計画決定とは直接関係ないわけ

ですが、総括図には都市計画の総括図を用いることになっておりますので、少し分かりにくいですが、このような図面を用いています。続きまして、資料1に戻っていただき、3下水管渠です。管渠については主要なものを定めるという規定があります。具体的には、污水管雨水管に関わらず1, 000ha以上排水区域を担う管渠と処理水を放流するための主たる管渠ということが都市計画運用指針に定めてあります。今回の決定には1, 000ha以上の雨水管渠はなく、污水管渠のみが瑞穂第1汚水幹線としてあります。区域については計画図表示のとおりとなっており、資料3の計画図の1枚目になります。スライドでお示ししています上方の赤線の瑞穂第1汚水幹線の約510mになります。具体的な位置はこのあと説明します下水処理場に直結する部分になり起点が牛牧字起証田、終点が牛牧字野畠になります。この部分です。次に放流管渠ですが、下水処理場で処理した水を流す管渠で、スクリーンでは下方の赤色になっているこの部分です。この処理場の東側付近は計画図にうつすらと示してありますが国土交通省による五六川の河川改修の予定があり、現在の牛牧排水機場も移転新設されることになります。放流の位置は、移転後の排水機場からの吐き出し部と犀川に合流するまでの間の起証田川になります。ここが移転後の排水機場になりその直下流になります。位置は起点が牛牧字起証田、終点も牛牧字起証田になります。続きまして、資料1に戻っていただき、4その他施設についてで、その他施設とは、処理場や污水雨水施設に関わらずポンプ場という定めがあります。今回下水処理場につきましては、現在瑞穂市にあります他の処理場の名称と整合を図りまして「アクアパークみずほ」という名称にしており、パークということから公園などを併設した施設計画を考えています。場所につきましては、計画図表示のとおりとしまして、先ほどからご覧いただいております資料3の1枚目の位置で牛牧字起証田になります。スライドでは赤くハッキングした部分になります。面積につきましては、備考に記載してございますが42, 000m²になります。次に、ポンプ場として別府ポンプ場の計画です。これは、雨水のポンプ場になります。資料3では4枚目の図面になり、国道21号の瑞穂市一番東で長良川に近い所の南側付近の穂積字向野の3, 400m²になります。ここで、改めて雨水事業についてご説明したいと思います。資料が戻りますが、資料1の表紙の裏をご覧ください。ここで、今回の計画についての2行の前文を読み上げます。「都市計画牛牧都市下水路、別府都市下水路、只越都市下水路、穂積都市下水路を廃止し、都市計画瑞穂市公共下水道を次のように決定する。」となっております。ここで、始めて都市下水路という言葉が出てきましたので、都市下水路についてご説明を申し上げます。本来、都市計画には、公共下水道を定めるという規定がございます。公共下水道とは先ほどから申し上げているとおり、汚水処理と雨水排除の2つをあわせた事業であります。公共下水道は下水道法の目的から汚水事業を行わない場合は雨水事業を先行して行うことができないこととされています。しかしながら、現に浸水被害が発生しているような場合で都市計画事業として雨水事業のみを先行して行いたい場合には、下水道法第2条第5号の規定により都市下水路として雨水事業を行うことができます。瑞穂市でも過去に浸水被害を受けた、牛牧、別府、只越、穂積の4地区について、昭和47年を始めに都市下水路の計画決定がなされ順次整備してきております。現在はほぼ完了しています。位置につきましては資料3の2枚目から6枚目の計画図で示しております青線が計画決定されている都市下水路になります。都市下水路については、公共下水道の雨水事業が行われるまでの暫定施設として取り扱われております、公共下水道の都市計画を定めるときに、既に都市下水路がある場合には、当該都市下水路の計画を公共下水道に変更することとされているため、今回公共下水道の計画決定に合わせて都市下水路の廃止を行うものであります。資料3の計画図をご覧いただくと都市下水路として計画決定がされている青色の線が多くあると思いますが、赤線にはなっていません。今回、雨水の計画決定は4枚目の別府ポンプ場のみになっています。それは、先ほど申し上げたとおり公共下水道の場合の管渠の決定基準は1, 000ha以上の排水区

域を担う管渠となっていますので、都市下水路の面積基準と異なるため、今回の雨水事業では別府ポンプ場のみ計画決定することになります。別府ポンプ場については、もともと都市下水路事業として計画決定があったものを、公共下水道に名称変更するようなイメージだと思っていただきければと思います。次に都市計画に位置づける理由についてをご説明申し上げます。資料1の都市計画決定理由書をご覧ください。理由書には、多くのことが記載してございますが、段落ごとに簡潔に申し上げたいと思います。始めに瑞穂市は河川が多く水に恵まれた地域で交通の利便性から人口増加によって水路などの水質悪化が進んでいるということ。次の段落は、瑞穂市の汚水処理施設の概要の説明です。次は国全体として早期の汚水処理施設の普及が求められていること。しかしながら、瑞穂市の汚水処理施設の普及はかなり遅れており水質悪化が進んでいるということ。そのため公共下水道の整備を行う必要があるということ。最後は、法律の条文は記載してございませんが、都市計画法第6条の2の規定に基づき岐阜県知事が定めている岐阜都市計画区域の最上位計画であります岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、瑞穂市公共下水道は優先的に整備すると定められていること。また、下水道法第2条の2に基づき岐阜県知事が定めています流域別下水道整備総合計画と呼ばれる汚水処理の最上位計画においても瑞穂市に公共下水道を定めるとされていて上位計画との整合も図られていること。それから、ここには記載してございませんが、瑞穂市の地域は、環境基本法の定めにより特に河川や公共用水域の水質の基準が高く規制されている地域にもなっています。以上のことから、今回瑞穂市に公共下水道を都市施設として定めるものであります。ここまでが、計画に対する法定図書の説明になります。この計画の案を都市計画審議会に付議するためには、計画案の妥当性や関係機関との調整について岐阜県知事と事前協議をすることが定められており、去る2月20日にこの計画案に対して岐阜県知事から「異存ない」旨の回答を得て今回、本審議会に計画案の付議をしております。

次に、資料4と資料5を続けてご説明したいと思います。資料4は都市計画公聴会での公述に対する市の考え方という資料になりますし、都市計画法第16条の規定により岐阜都市計画下水道の変更案に関して、公聴会を開催しました。公聴会とは公の場で計画案に対して意見を述べていただく機会で、今回は平成26年12月1日から12月15日までの期間に、公述人を募集したところ5名の方から申出があり、申出のありました方全員に本年1月15日に市民センター2階の大ホールにて公述をしていただきました。その時の公述の要約と公述に対する市の考え方が資料4になります。お時間の都合もありまして、すべての内容を紹介できませんが、事前に資料は配付させていただいているので要点のみご説明申し上げます。公述人1の方は下水道全体計画における財政シミュレーションの水洗化率いわゆる接続の見込みが現実的でない。また、平成20年度の上下水道事業審議会での集合処理と個別処理の比較検討が現実的ではないとのご意見です。公述人2の方は下水道は後世のために必要な施設で、下水処理場の位置についても妥当ではないかという意見で、早期の事業推進を望むご意見です。公述人3の方は、水害対策の観点から計画している下水処理場の位置では危険であり、処理方式も計画とは別の方式で複数箇所建設した方が安価ではないかという意見と、場所によっては合併処理浄化槽の整備を行った方が良いのではないかという意見です。公述人4の方は、下水処理場の位置について反対する意見です。公述人5の方は、下水道事業について平成24年4月1日に施行された瑞穂市まちづくり基本条例に基づき市民参画で再審議した方がよいとのご意見です。それぞれのご意見に対しての市の考え方を右側に記載してございます。事前にご覧いただいていると思いますので、市の考え方については資料に替えさせていただきます。続きまして資料5に移りたいと思います。資料5は、都市計画法第17条第1項の規定に基づき平成27年3月2日から3月16日までの期間に計画案の縦覧を行いました。この計画案に対して都市計画法第17条第2項の規定により意見書の提出

をすることができ、今回は資料でお示ししているとおり、8件の提出がございました。こちらの資料も事前に配付させていただいておりますので、要点のみをご説明申し上げます。1件目は、瑞穂市の将来を考え早期に下水道整備を実現してほしいという意見です。2件目は下水処理場候補地の選定に関し、候補地選定の根拠を示し、候補地の撤回を求める意見です。3件目は下水道計画の審議は十分に行われてきており、計画区域は市街化区域を対象としたもので地理的条件から下水処理場の位置は妥当であり、早期の下水道整備を望むご意見です。4件目は下水処理場が水害に対し危険であること。処理場を多くすることで管渠建設費が安価になるのでは、合併処理浄化槽のエリアをもっと増やした方がよいのでは、計画している処理方式と別の処理方式の方がよいのでは、財政計画における水洗化率の見込みを修正した方がよいのでは、下水処理場候補地周辺住民の同意が得られていないのでは、市民参画で計画の見直しをと言ったご意見です。5件目は、瑞穂市の下水道は大変遅れしており、人口增加のまちとして非常に問題があるということ。汚水処理を個人で管理する浄化槽に委ねた場合、水質問題から懸念があり、瑞穂市の環境に問題があるということ。住み良い環境のまちとするためにも早期の下水道整備を行う必要があるということ。下水処理場候補地については自然の摂理から極めて妥当であるといったご意見です。6件目は平成24年4月に施行されたまちづくり基本条例に基づき計画を市民参画で再検証するものだというご意見です。7件目は財政計画における水洗化率を再検証し実質公債比率を示すべきであるといった意見です。8件目は水路清掃が大変で下水道の必要性を感じ、清流の国ぎふを誇るためにも早期の下水道整備を望むご意見です。ここまで説明ですが、資料1から資料3までが法律で定められた図書の説明、また資料4と5が都市計画審議会に法定事項として付議しなければならない意見になります。

資料6と資料7は、参考資料になりますが少しでも市民の方のご意見を紹介できればと思い、市の行ったアンケートや計画に対する意見募集の結果を資料6と資料7としてお示しさせていただきます。資料6は第1次総合計画の後期にアンケート調査を行った時の抜粋で下水道に関する意見です。これは平成25年12月に行われたもので5件のご意見があり、いずれも早期の下水道整備を望む意見でした。次に資料7ですが、こちらは昨年の9月にお手元に置いております黄緑の冊子の公共下水道全体計画をホームページなどで公開し意見の募集、いわゆるパブリックコメントを行った結果で、7件のご意見がございました。1件目2件目が早期の下水道整備を望む意見、3件目が下水道管の建設費の低減を望み、下水処理場の有効利用をさまざまな処理方式の検討を望む意見です。4件目は公共下水道は必要であるが、下水処理場候補地の選定にあたり市の説明が不十分であったこと。処理場候補地は、水害や液状化の危険度が高い位置であるという意見です。5件目は、農業用水路の水質の実情から早期の下水道整備を望む意見です。6件目は、水路清掃の観点から見えないインフラとして必要な下水道整備を早期に望む意見です。7件目は、岐阜県下で遅れている下水道を人口増加している観点からや子や孫の世代に美しい環境を残すために早期の下水道整備を望むご意見です。

資料には無いですが、これらのご意見とは別に、市民の方々に下水道についてご説明する機会として平成23年10月から平成24年9月までの1年間で計24回の説明会を開催いたしました。この説明会は、小学校区単位でご案内をしまして、瑞穂市の下水道の現状やこれから進め方、市民の方のご負担などについて説明したもので、この説明会でいただいたご意見や質疑については説明会の開催されたごとにホームページで公開させていただいている

ここまで、いろいろなご意見を紹介してまいりましたが、これからご審議していただく上で、一番懸念される事項が下水処理場の位置の選定についてではないかと思いますので、位置選定につきまして、資料8を使ってご説明をしたいと思います。資料8は、公共下水道全体計

画説明書の下水処理場に関する部分の抜粋になります。この計画説明書は先ほども申し上げましたがホームページで公開をしているものであります。下水処理場の計画をするに当り、最初に計画放流水質を定めます。計画放流水質とは、8-1ページに記載していますBOD、COD、SS、T-N、T-Pといった水質基準です。少し難しい用語になりますが、水質汚濁防止法や下水道法などから地域ごとに規制されているさまざまな基準から定めていまして、瑞穂市からの水は閉鎖性水域とよばれる伊勢湾に流れ込んでおり、日本の中では、かなり厳しい基準の規制がされた地域になり、より高度な処理方式が定められています。計画放流水質から下水処理場の処理方式が下水道法施行令で定められており、8-2頁がその写しになります。今回の計画放流水質からは右から4列目のグレーに色付けした水質基準の区分になり二重丸がついている処理方式が適していることになります。この表では凝集剤を添加した循環型硝化脱窒法と嫌気無酸素好気法になります。具体的な処理方式には、表の下に記載がございます注2に記載があります。これを分かりやすく記載したのが8-3頁の4つの処理方式になります。凝集剤併用型循環式硝化脱窒法、嫌気・無酸素・好気法、凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法、凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法のこの4つの処理方式となり、この4つの処理方式について8-4頁と8-5頁で比較検討を行いました。比較検討の項目ですが処理フローから特徴、フローシート、1池の能力と池数、維持管理や運転管理のしやすさ、運転管理方式、上部利用、用地面積、経済性や実績などを比較検討し、維持管理が容易でより高度な水質を保つことができ、日本では実績が多く最も経済的である左から3番目の凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法が最適であるとの結論に至りました。この処理方式の場合、約40,000m²の面積を必要とすることになります。そのため瑞穂市内で40,000m²を確保できそうな場所を選定し比較検討を行いました。選定した場所は、スライドでご覧いただいている6箇所になります。次に6箇所の比較検討が5-3頁になります。どういった項目について、比較検討を行ったかですが、5-1頁と5-2頁をご覧ください。こちらの項目は下水道計画の手引きから引用した項目で1~11までがございます。10番目と11番目の項目については、客観的な項目ではなく最適となった場所について、この要件を満たすように市が努めていくものであると考えましたので、1から9までの項目について5-3頁の表で比較検討を行いました。この比較検討についてご説明をしたいと思います。1番目に十分な面積が得られることということですべてが丸になっています。2番目に低地盤であることということで、瑞穂市の場合、南部地域が有利になっています。3番目に放流水域に隣接しているということで、できるだけ大きな河川に近い場所が有利になっています。4番目に処理区域に近いということで、市街化区域に近い場所が有利になっています。5番目は放流先の利水計画と調和が図れることということで、放流水は河川よりきれいな水ですが、放流先が用水路などでないことが望ましいという項目です。6番目はエネルギーが少なく済むということで、ポンプ場などが設置されない管渠計画ができる位置がよいという項目です。7番目は汚泥処理、処分が容易なこと、括弧に臭気対策と書いていますが、全国的には処理場内で汚泥の減量化を行っている場合もあり、そうした場合の条件で、今回の計画では汚泥は脱水後場外搬出しリサイクルする計画としておりますので、直接的にはあまり関係のない項目ですが、下水処理施設の中で唯一、臭いの懸念のあるのが汚泥に関してですので、この比較では臭気対策についての検討をしたのがこの項目になります。次に8番目として、土地利用計画等が書いてあります。市街化調整区域であったり農業振興地域の農用地であったり、候補地内に道路や水路が横断していたりしないかと言った項目になります。最後に9番目は経済性ですが、下水処理場については、どこの場所であったとしても建設費、維持管理費ともほぼ同じ経済性になりますので、管渠施設の経済性のみを対象としています。これらの全ての項目の比較検討の結果、総合的に評価し候補地4の牛牧が最適な候補地となりました。最後になりますが、総合評価の最後

の部分を読み上げます。「よって、整備区域の決定に対応し易い候補地1の十八条と下流域の低地にあり工事用道路の確保が比較的容易である候補地4の牛牧が適しているといえる。候補地1の十八条は、農業振興地域内の第1種農地であり処理場建設は可能ではあるが、農地として最優先的に保全が必要な区域であることも考慮しなければならない。候補地4の牛牧は、市街化区域に隣接した下水道整備区域の南端に位置し、自然流下方式に適した場所で、今後、放流先の河川改修や排水機場の改築により浸水対策が見込まれる。」と言った評価から最適候補地として候補地4の牛牧を選定したものです。

環境水道部からの資料1から資料8の説明は以上で終わらせていただきます。

会長 ありがとうございました。今回の資料として多くがありますけれども、全体としてということで、事前に読み込んでいらっしゃると思いますので、簡潔に資料説明をお願いしました。それでは、ただいま事務局よりご説明いただきましたけれども、ご質問とかご意見とかございませんでしょうか。

委員1 全体のことでの質問でよろしいでしょうか。

会長 はい。

委員1 失礼します。今、読み上げていただきましたこと、また事前に資料をいただきましたので、読ませていただきました。今、下水処理場についてさまざまな問題が上げられております。財政的なこと、地域住民のことというようなこともあります、今読み上げていただいた中のことにおいては、10、11のことについては、この中の説明の5-1の中では省かれていましたが、そのところの最後の候補地に至ってはといったところの浸水対策ということについては、全体の都市計画といった中から、昭和51年、ちょうど私が中3の頃でありましたが、穂積町の頃でしたが、私の住んでいる本田団地も私の家の前でひざ下、深いところでは床上といったところでしたが、牛牧校区については、かなりの浸水水位が上がったということですが、今選定された位置については、かなりの下流域ということで、水位が上がってくると、今後の水害対策というんですか、その部分についてはかなりの安全対策がとられてきましたが、その部分における下水処理場の位置選定、また水位、水害に対する今後の計画、関係性はいかがということか、お伺いしたいと思います。

会長 どうでしょう。

下水道課長 お手元のほうにお配りさせていただいております緑色の瑞穂市公共下水道全体計画、薄いほうのものでございますけど、修正版でございます。こちらの8-15頁をご覧いただけますでしょうか。これが処理場の水位関係図でございます。まず左の一番下ですけれども、マイナス8.8mという数字がございますけれども、この高さの表示は、東京湾の平均海面をゼロとした場合の海拔から出していただいております。ということは、流入管渠のほうがマイナス8.8mで入ってきます。それからその上へ行きますとGL9.9という赤字で書いてございます。こちらが地盤高、場内の高さでございますけれども、今委員のご質問の中で、昭和51年9月12日の水害は、このTP高さですね。これが8.57mのところまで、この地域につきましては水が浸いております。その安全面を見てGL高が9.0というふうに、これに機械等も浸からないような位置の設定を処理場のほうはしております。8.8mで入ってきた水をポンプで、次の流入のところですけれどもプラス10.20mというところがございます。こちらがまずポンプで上げた水位のところでございます。その次に入っ

てきますのは第二分配槽でございますけれども、これが10.0m、その次にオキシデーションディッヂの反応槽と呼ばれるところですが、この水位が9.7m。それからその次に最終沈殿池というのがございまして9.4m、それから塩素混和池、こちらで滅菌をするところですけれども、この水位の高さが9.1m、放流する最後の高さが8.95m。そこで放流しますと、現在の計画は、先ほど放流渠の話がありましたが、犀川遊水地のほうへ直接放流するということで、犀川の遊水地のハイウォーターが赤字で8.5mと書いてありますけれども、放流水はハイウォーターの上へ放流されます。一回ポンプで上げたものが自然流下で流れてきて、犀川の遊水地に出るときにハイウォーターレベルよりも高い位置で放流される、8.95mで放流されるという水位関係図がこちらに書いてございますので、先ほどのご質問の51年9月12日の8.57mがあっても、過去最高の浸水の被害に遭つても処理場の中には水が入ってこないという形の設計になっております。

会長 よろしいでしょうか。

委員1 はい。

委員2 はい。

会長 はいどうぞ。

委員2 まず2点質問します。先ほど4カ所を廃止して、あとは瑞穂市公共下水にするんですが、そのときに中地区、西地区とか、市街化調整区域のところはどうなんですか。それは都市下水の中の公共下水の中に入ってしまうのか、それを聞きたい。

そしてもう1点。今、瑞穂市も呂久、西、別府の下水処理場があるんですよね。皆さんもご存じかと思いますが、もとす広域連合でやっているし尿処理場、これを生津でつくられた。そのつくられた経緯、ちょうど生津を思い出してみると、生津地域には北方から天王川、天王川をずっと流れてきて排水機場ができました。その当時、同じような形であそこに処理場ができた。その経過をちょっとご報告していただきたい。

そして、都市下水等の関係について、いろんな関係で今下畑にほぼしているわけですが、その中でも住民の説明会というのは、今までずっとやっているんですが、今後、もう一層、より地元にわかりやすい説明をする計画があるのかないのか、その3点、説明をお願いします。

会長 以上、3点ご質問がありましたけれども。

下水道課長 まず1点目でございますけれども、今回計画しております処理区域は、都市計画区域内の市街化区域1, 151haでございます。委員ご質問のそれ以外の調整区域、それから中地区的準都市計画地域、こちらについては、都市計画に定める必要がないので、この赤く囲ってあるエリアには入っておりません。今回の都市計画決定にはない。ただし、下水道法の事業計画の中でそちらのほうは盛り込んでいこうという考え方でおりますので、将来的にはそちらに入ってくる計画であります。

それから2つ目のご質問ですけれども、し尿処理施設ですけれども、赤くお示しさせていただいたお生津地区にございます。こちらはもとす広域連合衛生施設し尿処理場という名前で、昭和47年2月3日に都市計画決定が行われた施設でございます。現在、処理能力が途中で増設をしておりますので、140kℓでございます。当初、建てられたときは70kℓでございましたけれども、現在はその倍の140kℓになっております。こちらの施設は旧の本

巣郡、現在では本巣市と北方町、それから瑞穂市の2市1町で運営をしておるということで、それぞれの経費につきましては、投入割合に応じて負担金でこちらのほうの施設の運営をやっておるということでございます。こちらの施設のほうへは、生し尿、それから浄化槽汚泥、それと農業集落排水事業の汚泥、それから瑞穂市にありますコミュニティ・プラントの汚泥、これだけが搬入されてまいりますので、瑞穂市は現在、投入される量が毎年合併浄化槽が増えることによって処理施設のほうへ入ってくる。全体で現在25年度の実績で49.7%が瑞穂市でございます。本巣市は43.76%、北方町は6.51%という割合で投入がされております。2番目のご質問は以上とさせていただきます。

環境水道部長 3つ目のご質問ですが、地元への説明会ということで、平成26年度になりまして、実は説明会を地元自治会を対象に、それからまた地権者を対象にということで順次進めておったわけですが、なかなか先ほどのパブリックコメント、それから公聴会の意見、それから今回の縦覧の意見でも白紙撤回とおっしゃられる意見がございました。これらも含めて、実際にどういう意見があるのかということを我々も知りたいということもありまして、7月、8月には個別でその地区、それから地権者の方にご説明を戸別訪問させていただいたというような状況で、実際に話を聞きただけた方、それからいただけない方ということで、白紙撤回という中でも賛否両論があるなあというのが、我々も感じてきたところでございます。今回、都市計画決定されることになりますと、この位置につきましては、下水処理場として市として公共下水道を進めたいという、より強い意思を持って地元の方に説明に当たりたいというふうに考えておりますので、その辺、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員2 要は生津の処理場をなぜ質問したかといいますと、ちょうど当時、私も消防をやっておりまして、消防の知人から相当いろんな話を聞いております。そのときに当時の穂積町、それから真正町、北方町、いろんな地域に説明が入ったと。説明の状況が中途半端ではなかったというようなことを聞いておりますので、ぜひ下畠地域も、今部長が説明した中で説明に入ってるんですが、より一層強い説明に入って、地元のご理解をしていただけるような状況でお願いをしたいなと思っております。

そして20年か25年のときに、瑞穂市の1級河川の水質調査をやったと思うんですが、もしできるものがあれば発表していただけんですか。長護寺、犀川、五六、あるんじゃないんですか。もしあれば、どういう状況になっておるかということで、私のほうから説明しますが、長護寺というのは、西校区に長護寺川が流れております。要は下水道を引く前は大変川が汚れておりました。西校区も今六十何%、ほぼ70%接続されておるんですが、それから長護寺川が大変水がきれいになってきたということで、よその犀川、五六、どういう状況になっておるか、もしわかれれば説明してください。

会長 はい。

下水道課長 全体計画書の2-23をご覧いただけますでしょうか。こちらに私ども平成20年と25年に市内の水路について水質調査を行っております。夏場と冬場、2回行っております。項目は2-22頁に書いてございますけれども、これは2回やったデータを広報に載せて皆さんに示させていただいております。全体計画のほうは20年だけのものですけれども、広報のほうは25年のものも載っておりますけれども、その中で、水質を計るには特にBODの数字、汚れの指標になりますけれども、pHとDO、それからBOD、COD、SS、この5項目の総合的に評価してどうかということで色分けがしてございます。色的に白いのがきれい、ピンクが少し汚れている、グレーが汚れている、黒がかなり汚れているという総合

評価的な表現の仕方になっておりますけれども、見ていただくと下流域が特に黒い丸が多くなります。丸の上は夏場、下は冬場でございますけれども、黒いところがかなり汚れているといったところが市街地に多く見られます。これは人口密集地、特に生活排水による汚濁が進んでおるということを5年に1回ずつ調査をして皆様にお示ししていこうと。今、委員の言われた下水道が普及しておるエリア、西小学校校区のほうですけれども、このあたりは白い色が多くなっておりますので、少し汚れている部分もございますけれども、やはり下水道ができるときれいになってくるということが、データ上も出てきておるということでございます。

環境水道部長 もう1つ補足説明させてもらいますけど、今、これは主に市内の水路60カ所で調べてありますので、今度1級河川でいいますと、唯一岐阜県内で水質の環境保全が守られていないのは糸貫川、実は1本だけ、県内に1つだけ基準を超えた水質が悪いということありますので、県も含めてとにかく水質改善に取り組まなきやならないというような現状に今あるということだけご説明させてもらいます。

会長 はい。

委員3 今、委員2さんからもありました生津にあります処理場の件でございますが、特に私はその地元でございまして、もう年数もたっておりますが、その当時はし尿処理場ということで今の下水とは全く違うということでございますが、今、牛牧の下畠の住民の方もご心配をされておるのは、私は当然かと思います。と申しますのは、私どもの処理場は、我々の言葉ではバキュームカー、車で搬送されて、そして当時のできた頃は大変臭いもし、環境もよくなかったということはどなたもご承知だと思いますが、今の下水に対しましては、配管を通じてということでございますので、いろいろこれから進められる問題につきまして、地元の説明会でも、生津の当時の処理場のこととは全く意味が違うということをお伝えをされると私はいいんじやなかろうかと、こんなふうに今思いました。確かに今申し上げましたように、臭いもしました。あの車が通るだけでも環境がよくなかったんですが、今度の下水の配管で持っていくということは全く意味が違いますので、地元がご心配されておることは確かでございますので、強くそういったことをお伝え願い、また地元でもいろいろと視察なり勉強されるといいんじやなかろうかと、このようなことからお進みをされるといいんじやなかろうかと、参考になればと思って今発言させていただきました。以上でございます。

会長 ありがとうございました。ご提案ということですけれども、何かどうでしょうか。

環境水道部長 今、委員3さんがおっしゃられたとおり、今回の意見の中にはバキューム車が今度の新しい処理場にも入るんじゃないかというような非常に誤解を受けるようなこともございまして、今回の整備しておるのは下水道管渠を道路に埋めて、家庭からの汚水を全てその下水道管渠で今回計画しております処理場へ流すというような内容になっております。もちろん、先ほどの処理場の中では、汚泥が出るところにつきましては、室内の中で汚泥を処理して、しかもその中には脱臭するというようなことで、特に臭気対策には配慮して整備する必要があるということは十分認識をしておりますので、今いただいたアドバイスを含めまして、十分地元のほうへ説明できるような内容で進めたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

委員3 ありがとうございます。

会長 続いて、どうぞ。

委員4 4点ほどお尋ねしたいと思います。1つは、公共下水道事業の対象水、それから利用人口ですね。こういったものを瑞穂市の居住人口をもとに処理場の規模とかいろんなことが計算されておるかと思いますが、しかし、都市である以上は、この市内には大規模小売店舗もあります。事業所もあります。いわば瑞穂市民以外の人たちが瑞穂市に入ってきてトイレを使う、水を使うわけですね。だから、こういう人たちの人口も下水処理場の対象人口としてどのように捉えているか、これを聞かせてください。

もう1つ、2番目です。先ほど来、本巣郡の事務組合で生津でバキュームカーで持ってきたし尿を処理しているということですが、もし下畠に公共下水処理場ができたとしても、今ある戸別の浄化槽を使っている家庭が100%そこに繋ぐということはあり得ないですね。多分10年たたって半分ぐらいしか繋がないと思います。そうすると、引き続き各家庭からくみ上げたし尿は生津へ持っていくて処理するのか、それとも別の方で下畠へ持ち込んで下畠で処理をするのか、この基本的な方針をお聞かせください。

3点目です。先ほどの薄い緑の冊子のほうですけれども、8-15頁のところで説明がありました。海拔の高さから自然に流下させていくと犀川のほうへ自然流下していくということですが、これは当たり前の話ですね。ところが、ここには排水機場をつくらないと上流の牛牧校区の水の半分は全部ここへ集まるわけです。9・12の水害のときも、犀川の堤防を超えて流れました。だから、排水機が機能するという意味は、自然流下しないときにまさに排水機を使うわけですから、この図を見ている限り、右の一番端のところに堤防の天端が書いてありますけれども、これを超えるような水だって出るわけですね。この辺を排水機場の設置とどういうふうに考えてみえるか、これをお聞かせいただきたいと思います。

4点目ですが、資料の一番最後の5-3頁、ここに処理場候補地の比較表というのがあります。候補地の4で牛牧が選んであるわけですが、このさまざまな条件が羅列してあって大きい二重丸で牛牧が選定されております。私はこの辺は妥当だと思いますが、1つ心配なのは、総合判定の理由欄に4行書いてあります。この中に工事用道路が河川敷に確保できる有利な候補地と書いてありますけれども、工事をやっている間は多分犀川に臨時の橋をかけて、そこへ工事用の車両が行ったり来たりすると思いますが、ところが、完成した後だって処理した汚泥をパンケーキ状にしてどこかへ持っていくて埋めるなり、埋め立てをしなきやいけないわけです。必ず産業廃棄物を運ぶような大型ダンプが出入りするんですね。道路は必ず要るわけです。しかし、そんな道路が犀川の仮設道路にいつまでも使えるわけがないので、この辺の牛牧小学校の近くとか、牛牧保育所、つどいの泉、子供たちが出入りする施設がいっぱいあります。道は極めて狭いです。一度市は10t積みの大型ダンプを持って走らせてみてください。あそこは、しかも小学生の登下校路になっているんですよ。歩道がある道路なんていうのは学校の西側100mだけです。極めて危ないです。処理場が完成する前に、歩道の付いた道路で大型トラックがすれ違えるような道路を必ず整備をしてください。完成したからもうあとは知らないよだと困るんです。私は牛牧校区の住民ですので、あの辺の地形はよくわかっています。どこに高压鉄塔が走って、どこにどんな水路が流れているか全部知っています。今の下水処理場だけの議論をしていくと非常に危ないことになります。

最後にお願いですが、下水処理場と排水機場の整備をセットで考えて、両方同時にやらなきやできないようなことはやらないでください。やっぱり我々住民が一番心配するのは水害なんですよ。最近の異常気象から見たら、今年の夏だって大水害が来るかもしれない。まず先にやるべきは排水機場の整備なんですね。もう木曽川上流事務所が測量に入っていますし、堤防の付け替えも先ほどの図面に書いてありますけれども、先回り排水機場の整備だってで

きるわけですから、これをむしろ先にやることによって住民の安心も増えるし、下水処理場への理解も増えると思うんですね。この点をお願いしておきます。以上です。

会長 ただいま4点の質問と1つのお願いですけれども、4点の質問について。

下水道課長 まず、私ども汚水量の計算、1番目のご質問ですけれども、処理場に入ってくる計画汚水量については、1人当たり何ℓという水道の使用水量に基づいて、全体計画の1-2頁をご覧いただけますでしょうか。こちらのほうで汚水量原単位というところが、上から5列ぐらいの表の中で生活汚水量というのがございます。これらの水道水の1人当たりの使われる1日の平均量です。これが270ℓでございます。それから、その次にございます営業汚水量というのが、委員のご質問の他地区からの流入も含めての汚水量、これが45ℓでございます。その後、地下水、これは地下水の浸透もございますので、これが50ℓ、1日当たりの平均をみてございます。それが今度、全体計画の4-19頁に生活汚水量原単位が270ℓ、それから営業用水率が0.17と書いてございますけれども、これは先ほど図面を見ていただいた都市計画区域内の色分けが黄色とか緑とか、いろんな色分けがしてあった図面がありますけれども、そちらの地域で住宅地であるとか、工場地域であるとか、そういったところのトータルの平均で生活汚水量の17%がいわゆる営業水、お店をやられたりとか観光であったりとか、そういうものが見込んだものが営業水量として45ℓ1人当たり入ってくるというふうに、営業水量のほうはこちらで見込んでおります。これが1番目のご質問ですけれども、よろしいでしょうか。

会長 よろしいでしょうか。

委員4 はい。

下水道課長 2番目は、バキュームカーのご質問であったと思いますけれども、現在、先ほどありましたように浄化槽のし尿は本巣衛生し尿処理場のほうへ持っていっております。処理場が完成しても、それは依然続きます。下水道が供用開始いたしますと、水洗化が、要は下水道のほうへ繋いでいただくとその浄化槽は廃止していただくということになりますので、その分、し尿処理場へのバキュームカーの搬出は無くなっていますけれども、浄化槽、それからし尿は依然、下水へ繋がれるまではどうしても必要な施設として、今まま、そちらへ搬入していくことになります。それによりまして、見ていただきたいと思いますけれども、し尿処理場のほうのデータがございます。これは瑞穂市と本巣市と北方町、それから合計というふうになっていますけれども、こちらは平成13年から平成25年までのデータでございますが、瑞穂市の場合は平成13年で2万4,456m³、それから平成25年で3万2,209m³、これだけ伸びてきておりまし、それから本巣市さんについては、平成13年で2万2,064m³、それから平成25年で2万4,726m³、北方町さんにおかれましては、平成13年で6,088m³が2,735m³ということで、北方町におきましては、公共下水道が100%完備しておりますので、現在、水洗化率が80%近くになっております。ですから、こちらのし尿処理場のほうへ入ってくる量が6,000m³から2,700m³まで落ちてくると、こういう推移がございます。ですから、下水ができればし尿処理場への搬入量は減りますけれども、ただ、全部なくなるまでには100%接続されたときということになってまいります。これが2番目のご質問であったと思います。よろしいでしょうか。

会長 3番目お願いします。

下水道課長 3番目のご質問につきましては、治水の安全性ということであったかと思いますけれども、まず長良川の河口堰の事業で、長良川の河床のマウンドの浚渫がずっと進められてきました。墨俣の地点で約1mほど河床が低くなつた。それによりまして、長良川の流下能力が格段に上がつたということでございます。先ほどの昭和51年の水害は長良川の破堤による浸水でございまして、内水による浸水ではございません。河口堰の事業で長良川のまづは流下能力が増えた。その次に、国が行つています犀川遊水地事業というのがございます。今回の五六川、それから起証田川もそちらへ入つてくるわけですけれども、そちらの整備のほうが進められて230万m³の遊水地が整備されました。そちらのほうへ溜まつた水を長良川のほうへ吐けるように統合排水機場と、それから第3排水機場の整備がされて、遊水地から長良川へ出す水がかなり能力がアップしたと。その次に、この犀川遊水地事業の最後に、牛牧閘門から下流に至る部分について、これが犀川遊水地事業の国が行う最後の事業として、治水安全対策として今計画を進められております。その計画が五六川を真っ直ぐ南へ、ほぼ直線状に流すということでございます。上流にございます牛牧閘門につきましては、自己流として上流から流れてくる水を逆水柵門の機能を持っておりますので、ここで流下能力が落ちるということで、現在、県のほうでこれをどうするかということで検討されてみえますけれども、いざれにしても牛牧閘門を撤去するか、もしくは流下能力を上げるように横の堤防を撤去するかして、ここの流下能力を上げて、向かって左のほうへ現在は川が流れておりますけれども、これを真っ直ぐ五六川を付け替えると。それに伴いまして、並行して起証田川も今現在あって、排水機がある位置がこの位置でございますけれども、現在、これが農業用のポンプとして昭和30年代につくられたという大変古いものでございまして、当時の土地利用計画からすると、上流域は農地がたくさんあつたんですけども、現在、上流に市街化区域を抱えております。この起証田川も五六川と一緒に改修することによって、このポンプを現在ある3tの能力のものをこちらのほうへ新しく設置することになります。こちらに付けるポンプについても、先ほど言いましたように上流に抱える農地の減少によって保水能力がなくなるために、現在、こちらの五六川改修計画の詳細設計を今年度国のほうが起証田川のポンプもあわせて検討していただいておりまして、現在の打ち合わせの中では、今以上のポンプを将来の土地利用に合わせた河川の排水ポンプとしてこちらに計画をしておりますので、全体の流れの中で長良川の流下能力、それから遊水地のポンプ能力、それから起証田川のポンプ能力、これらを総合的に今考えてこちらの排水機のほうは計画がされておるということで、特に起証田川は、五六川の右岸流域を排除するポンプとして能力アップをしますので、格段に治水については安全度が上がつてくるということで、それにあわせて私どものほうは、先ほど言いました処理場の自然流下によって、犀川の遊水地のほうへ直接放流するということをこの事業とあわせて計画をさせていただいておりますので、ポンプの排水口の下側に放流をするということでございます。ですから、放流した水もポンプを通ることなく、直接遊水地のほうに流れるということで、私ども総合的に治水と下水処理場をあわせて整備を進めていくという計画でございます。

会長 4番はどうですか。

下水道課長 それから委員のご質問でありました工事用道路のことでございますけれども、私ども、この処理場の選定に当たりまして、小学校がございます。それから保育所、集落、南部コミセン、こういった公共施設やら、それから住宅地の生活道路を通らないと工事ができないという、混乱を招くということはもう重々わかつておりますので、そのためにいろいろ検討をしてまいりまして、国のほうへお願いに行きました、河川の犀川遊水地の堤防のこちらの工事

をやるときに、今ここまでできておりますけれども、この工事用車両を使うという、私どもの計画のときに、まだここは橋がなくてわからなかつたんですけれども、国のはうへ行きまして、処理場の工事に当たって、この道路を使わせていただくということを了解していただいて、こちらの集落内のほうには一切工事用車両は入らない計画をしておりましすし、先ほど言われました排水機の五六川の改修工事の車両もこちらを通るということで、その後、今、詳細設計を国のはうがしていますので、もうしばらくすると具体的に地元のほうにお話があろうかとは思いますけれども、工事はこの青いところを使われると思いますけれども、その中で進行によっては堤が先にできる場合がございます。先ほどご説明させていただいたこの図面なんですけれども、これが五六川で、こちらをずっと工事用車両が通る計画であります、ここの犀川の遊水地の堤防の高さが11mの計画になっておりますけれども、ここを大型車両も通れるようにということで、国のはうに私どもが要望いたしまして、その計画でございます。処理場の施設というのは、一度に全部つくってしまいませんので、水が入ってくる分だけを徐々に増設していく。そうすると必然的に工事用車両が場内に入ってくるということで、仮にこれを使わなくともこちらが先にできれば、この堤防の道路を利用して大型車を集落内に入らないように回避できるという計画で打ち合わせを進めておるところでございます。

会長 はい。

委員4 先ほどの質問の中で私が問題提起をしたのは、工事中については当然いろいろ配慮されるだろうけれども、下水処理場が完成した後だと思うんですよ。必ず産廃のトラックが入ってくるわけですよ。汚泥の運び出し、焼却やら埋め立てのために必ず入ってくるわけです。これがもう10年とかずっと続くんですね。この辺の根本的な都市計画の道路をどうされるのかということをお聞きしたかったんです。それについてお答えください。

会長 完成後の安全性ということですね。どうでしょうか。

環境水道部長 今言いましたように、堤防も新たにこちらの野白側へつながってくるというルートもありますけど、今これ、堤防も含めて県道の牛牧墨俣線という道路です。これもちょっと見ていただくと横に水路が付いておるわけなんですが、これ、県道でございますけど、市としても、県と協議した中で伏せ越しですね。伏せ越しというのは、要は水路に蓋をした上で道路として使いたいというような意向を県には伝えておりますので、いわゆるここから北へ牛牧小学校、つどいの泉、保育所というようなこのあたりを車両が入らないような方向でこちらへ整備して21号へ出るというような整備をしたいなあというふうに考えております。もちろん、委員4さんがおっしゃられるように、それは先にやる必要があるよということも、今、ご意見として十分考慮に入れて整備をしていきたいと思います。それから、最後に委員4さんから今ご指摘がありました治水事業を国が施行されるわけなんですが、これと処理場をセットにされることのないようにというような今ご提言でしたというふうに把握しておりますけど、この五六川の改修、それから牛牧閘門が事実上移転しちゃうんですけど、これも今、犀川遊水地事業ということで、ご覧のとおりプラント6の北側という230万m³という数字が出ていたんですが、今残る犀川遊水地事業を国がやっておりますが、一夜城のところの祖父江側の天王川放水路が少しあと事業として残っているのと、あとは河川改修が事業として残っておりますので、処理場をやるとかやらないとかという前に、国としては、もう河川改修事業はやらざるを得ないところでありますので、26年度はこれの設計と、それからボーリングまでやっていただいたということで、今年度中には、この3月ですけど、こちらあたりの設計図が出てくると思います。引き続き、国は事業を立ち上げれば用地の測量、

その用地買収、それから工事に入ってくると思いますので、我々市としても、その事業とできるだけ工期を合わせるような、地元に同じ車がこちらから入ってくることになりますけど、工事をこっちとこっちと余り別々に時間を離れてやることのないように、できるだけ下水のほうもその工事に合わせて進めていければなあというふうで考えております。

会長 よろしいですか。はい。

委員5 委員5と申します。委員2さんやら委員3さんが質問されておりましたけれども、要は地元の理解がなければ何もできないと思います。地元に終末処理場を大体ここで決めてみえますけれども、要はその地元にどう説明をしてもですね。私もお話をさせていただきますと、私も今、西地区に下水道を完備しましたが、最終的に下水道の終末処理場をどこにつくるんだということで、その大月地内にできましたけれども、地元に何ら連絡もなしにいきなりそこにつくるという。その地域の区長さん、推進委員の方々が猛反発されまして、始めからパンクしたわけでございます。そういう経験を私9年間、推進委員でやってまいりまして、ようやくいろんな条件をつけられてああいうプラント、きれいな終末処理場ができるおります。先ほど臭いのお話も出ましたが、全然臭いはございません。ほとんど水もきれいなもんでございます。さて、私もその推進委員になりまして、あちらこちらをまず見聞しないかんと。できたところを見ていこうということで下水道推進協議会を発足しまして、一番きれいなところは多治見市にできております。そこは、それは立派な下水道処理場の施設でございますが、その中にいろんな会議ができる、イベントのできる図書館のようなところもあります。外には公園もできて、その汚水処理場の水が庭をつくって、そこにはホタルがいる。夏祭りで住民の方がお祭りをやってみると、そういうところも経験しておりますし、最後、そのたまり水の中に金魚が泳いでるんです。そのくらいきれいなところもあってこそ、ようよう西地区の推進委員の皆さん方も、これならいいだろうと。面積が全然違いますけれども、処理能力が全然違いますけれども、そういうことで、やはり終末処理の住民の皆さん方にそういうところをまず一遍見てもらって、事務局のほうも一遍検討してもらって、そういうところから行かないと、幾らこういう立派な説明をされても、わからんわけですね。ここにいらっしゃる方々はこういう説明を聞いてもわかるんですけども、特に地権者の方々。今後こういうものは5年や10年、20年でできるわけではございませんので、我々がこういうことを計画するということは、我々の子供と孫、その次の子供たちのためにやる計画でしょう。要は。私はそういうことで、長い目で後継者に我々の与えられたものだらうと、私はそう思うわけでございますので、そういうところもひとつ、事務局のほうも十分に検討していただきたいければ万々歳にいけると思います。昨日、瑞穂市総合計画策定審議会ということでお邪魔しまして、これも午後1時から4時ごろまで審議いたしましたが、そこでアンケートを取られたんですね。この前、アンケートございましたね。瑞穂市まちづくりの三千何百人のアンケートで半分以上。その中で下水道をつくったほうがいいか、つくらないほうがいいか。つくったほうがよろしいというのがほとんどじゃないですか。しかし、その年代が30から50、40、50代が一番多いんですね。そういうのもひとつ盛り込んでいただいて、何が何でも大きな事業でございますので、どうか地元のご説明を十分に検討していただきながら、一歩一歩前進していかないかんなと、私はそう思っております。以上でございます。

会長 今のはご提案ということもありますし、ご意見も賜りましたけど、何かないですか。

下水道課長 地元自治会をはじめ、地権者の方には、私どもも細かい内容まで今後はご説明をさせていただいて、十分なご理解を得るように努力してまいります。

委員5 お願いします。

会長 ほかにご意見、ご質問はないでしょうか。

委員6 具体的なお話をちょっと抽象論に入って申しわけないんですが、現在、都市下水路がありますね。それは都市計画が決定されていると思うんですが、今度の都市計画変更案が進められると、その都市計画で既に水路が決定されているものはどうなるのか、その位置づけがどうなのかということとか、もう1点は、現在岐阜都市計画区域、あるいは岐阜県長良川流域等の広域の上位計画がありますが、それとの今回の変更案との関係性がどういう形になるのかというのをちょっと聞かせていただきたいのですが。

会長 今2点の質問について、お願いします。

下水道課総括補佐 都市下水路については、現在、委員6さんがご意見で言われたとおり都市計画の決定がされております。このたび公共下水道の決定をするに当たり、都市計画決定の排水路についてはなくなります。けれども、施設がなくなるわけじゃなくて、依然、都市下水路としての施設は残ります。この後、汚水施設を順次整備していくに当たりまして、下水道法について都市計画法とは別に手続を進めていくことになります。下水道法の手續を進めていく中において、都市下水路については、順次公共下水道の雨水施設として公共下水道事業に専門的な用語で言うと移管の手續を行うということになります。今回は都市下水路は廃止されなくなるんですけど、実際の施設は都市下水路として残ります。次に、下水道法の手續を行ったときには、公共下水道の雨水施設として正式に残っていくことになります。もう1つ、上位計画との位置づけですけれども、岐阜都市計画区域の中に、最初の説明で申し上げたとおり、岐阜都市計画の最上位計画に岐阜都市計画の区域マスター・プランというのがございます。こちらは岐阜県知事が定めておるものであります。この中で瑞穂市の公共下水道について、概ね10年以内に優先的に整備を進めていく施設として位置づけられておりまして、都市計画の位置づけからも瑞穂市には、特に市街化区域においては少なくとも公共下水道を定めるというような規定がございまして、岐阜都市計画の中で瑞穂市だけが公共下水道に着手していない状態でありますので、上位計画との整合を図るためにも、瑞穂市の公共下水道は必要であるというふうに考えております。

会長 よろしいでしょうか。そろそろ予定の終了時間が来ましたけれども、もうちょっと審議を尽くしていきたいと思いますが、ちょっと時間をいただきたいと思います。何か質問はないでしょうか。

(発言する者なし)

会長 それではご質問がないようですので、このあたりでお諮りさせていただきたいと思います。今回のことに関して、資料1のめくったところの岐阜都市計画下水道の変更という案ですね、1から4までございます。それについて案通りでいいかということですけれども、いろいろ地元住民の説明とか、貴重な話がありました。それについては、市のほうで十分認識されて

いて、今後詰めていくということですので、当然やっていくと思いますので、この案について、案とおり認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございました。それでは、議題1号、岐阜都市計画下水道の変更（案）につきまして、案は適當であると認めるということで、市長に答申することにいたします。

本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。事務局からちょっと報告があるみたいですので、事務局お願ひします。

事務局 本日のご審議、誠にありがとうございました。

それでは2件ほどございますので、ちょっとご報告させていただきます。

都市開発課総括補佐 都市開発課の江崎と申します。私のほうから少しお時間をいただきまして、2点ほど報告をさせていただきます。座って失礼します。

まず1点目が、瑞穂準都市計画区域の指定についてでございます。お手元のほうに配付をいたしております「瑞穂市北西部地域（西・中地域）の都市計画について」というパンフレット、こちらをお配りしておりますけれども、こちらのパンフレットをご覧いただければと思います。昨年の4月にこちらの都市計画審議会にてご審議をいただきました瑞穂準都市計画区域の指定、それからもう1点、瑞穂準都市計画区域のうち建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項（建築形態規制）の区域区分の指定につきまして、ご審議をいただいた後に県の都市計画審議会等での手続を経まして、平成27年1月5日付けにて岐阜県によりまして区域が指定されましたので、報告をいたします。今回の指定によりまして、以前より指定がされておりました岐阜都市計画区域と、新たに指定がされました瑞穂準都市計画区域の2つの区域が指定されたことによりまして、瑞穂市全域に都市計画法に基づく区域が指定されたということになりました。今回の区域の指定によりまして、西・中地域では、都市計画法や建築基準法に基づく必要最低限のルールとしまして、新たな規制が適用されるということになりましたが、この地域の安全、快適な住環境を保全しながら地域に適したまちづくりを今後とも推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目です。2点目は、区域区分の手続の進捗状況についてご報告をさせていただきます。岐阜都市計画区域内の市街化区域と市街化調整区域を定めております区域区分につきまして、現在の手続状況をご報告いたします。こちらにつきましては、申し分けございませんが資料等がございませんので、前のスライドのほうを見ていただければと思いますけれども、瑞穂市の都市計画図を今スライドのほうに表示しておりますが、右側、色がついている側が岐阜都市計画区域になっておりまして、岐阜都市計画区域の中の色がついているところが市街化区域、それから白色で色が入っていないところ、こちらが市街化調整区域になっております。こちらの市街化区域といいますのは、既に市街地を形成している区域ですか、市街地として積極的に整備をする区域というところを指定されておりまして、市街化調整区域につきましては、市街化を抑制する区域として無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために県が指定を行っているというものでございます。その中で瑞穂市の一一番南のエリアになりますけれども、犀川地区というところが現在、市街化調整区域になっておりますが、皆さんご存じの場所ではあるかと思いますけれども、土地区画整理事業によりまして、既に既成市街地が形成されてきているということで、平成27年度を目指とした区域区分の中間見直しでの市街化区域の編入に向けて県との調整を進めてきたところではあります。

ですが、県のほうから近年の人口減少ですか、社会、経済情勢等の変化によりまして、今回は軽微なものを除き見直しは行わないという方針が示されました。従いまして、今回の中間見直しでは、市街化区域への編入ということができない状況になってきました。しかしながら、この地区につきましては、先ほど申しましたとおり商業施設があつたりですとか、周辺には住宅地が張りついてきておりますので、できる限り早い段階で市街化区域のほうへ編入していきたいという考えは変わりませんので、今後とも県や隣接する大垣市等との調整を行いながら、なるべく早い段階で市街化区域のほうへ編入していただけるように協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。この区域区分につきましては、具体的な方向性等が決まりましたら、またこちらの都市計画審議会のほうでご審議をお願いすることになるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

会長 ただいまご説明いただきましたが、ご質問はないでしょうか。特によろしいでしょうか。その他連絡事項はありますか。

都市開発課長 連絡事項は特にございません。本日は、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

会長 それではこれをもちまして、第2回瑞穂市都市計画審議会を閉会いたしたいと思いますが、私からちょっと一言ご挨拶したいと思います。

今回、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。この審議会の任期としては平成27年5月31日ということでしたので、あと2カ月余りです。一応今のところ、これがこの期の最後の会になるということですので、最後にちょっとご挨拶しようと思います。私、この審議会の委員になってからもう十何年になります。最初、同僚の和泉教授というのがおりまして、彼は都市計画の専門家ですけれども、彼がほかの大学へ移るということで、私が学会が2つ一緒だったということもありまして、私にやってくれということで、もうそれから、巣南町と穂積町が合併する前から私はこの委員をやっています。確か穂積町と巣南町の両方の委員をやっていたような気がします。それから十何年、最近はこういう会長までやらせていただきました。拙い会議進行で皆様方には大分ご迷惑をかけてしまいました。申しわけありません。審議会の組織に関して、こういうことがありまして、同一の審議会には10年を超えた場合、審議委員として再任されないということですので、私はこれでもう十数年やっておりますので、もう今回が最後でございます。ということで、今回ご挨拶ということでしていますけれども、この長いご支援等、どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。